佐賀県告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道 路

の区域を次のとおり変更する。

供する。 十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に その区域を表示した図面は、平成二十三年二月十五日から平成二十三年三月

平成二十三年二月十五日

佐賀県知事 古 川

康

若 県 宮 道 鶴 線		及び路 の 種 類	
一番一地先まで一番一地先まで〇番一地先から	一番一地先まで神埼市神埼町鶴字鶴籠二六石(一番一地先から神崎町鶴字鶴籠二五三神埼市神埼町鶴字鶴籠二五三	区	道
龍二二六五二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	龍龍二六五六五二	間	路
前	後	後 の 別 前	の
ハ : : :	一 八 六 三 三	メートル員	X
		メ リ ト ル 長	域
= :	= :	ル長	